

6 総務省

令和3年2月22日(月)15:00 現在
総務省

福島県沖を震源とする地震による被害状況について（第9報）

I 被害状況

1. 通信関係

	事業者(サービス名)	被害状況等
固定 (注1)	NTT 東日本	・被害情報なし
	NTT 西日本	・被害情報なし
	NTT コミュニケーションズ	・被害情報なし
	KDDI	・被害情報なし
	ソフトバンク	・被害情報なし
携帯電話等	NTT ドコモ	・復旧済み
	KDDI (au)	・被害情報なし
	ソフトバンク	・復旧済み
	楽天モバイル	・被害情報なし

(注1) 事業者が把握可能な通信ビルの被害情報を記載。

○ 防災行政無線

都道府県防災行政無線：被害情報なし

市町村防災行政無線：被害情報なし

(注) 自治体が把握可能な範囲の情報を記載。

2. 放送関係

<地上波(テレビ)>

被害情報なし

<地上波(ラジオ)>

地域 (局所名)	事業者名	原因	影響世帯数	現状
栃木県那須塩原市 (那須局)	栃木放送	停電	570,684世帯	復旧済

<ケーブルテレビ>

地域	事業者名	原因	影響世帯数	現状
神奈川県横浜市 港北区の一部	イツツ・コミュニケーションズ株式会社	停電	約500世帯	復旧済

<コミュニティ放送>

地域		事業者名	原因	影響世帯数	現状
宮城県	亶理町	株式会社エフエムわたり	建物内での漏水による停波	7,890世帯	<u>復旧済</u>

3. 郵政関係

<窓口業務関係>

福島県（1局）において窓口業務を休止

<配達業務関係>

被害情報なし

II 総務省の対応状況

- 2月13日(土)23時08分、総務省災害対策本部（長：大臣官房長）を設置。
- 2月14日(日)、総務省災害関係局長級会議（第1回）開催（メール開催）

○ リエゾン派遣

- ・通信サービス等の確保に関しては、2月14日(日)、MIC-TEAM（災害時テレコム支援チーム）として、職員を宮城県（2/14）、山形県（2/14）、福島県（2/14）に派遣。

派遣先	目的	派遣時期	派遣人数 (2月14日実績)	派遣人数累計
県	通信確保	2/14	5名	5名
合計			5名	5名

○ 人的支援について

- ・2月13日(土)23時08分、公務員部応急体制を敷き被害情報の収集を開始。
- ・自治体職員の応援派遣の必要性を確認するため、宮城県、福島県と連絡を取り合っているところ。これまでに被災団体からの職員派遣の要請なし。

○ 市町村の行政機能の確保状況（2月14日（日）16：30現在）

- ・市町村の行政機能の確保状況について、震度6弱以上を観測した宮城県内及び福島県内の市町村へ聞き取りを行ったところ、庁舎の断水は解消し、災害対応業務に支障は生じていない。

○ 行政相談業務における対応状況

2月18日、福島行政監視行政相談センターにおいて、支援措置の窓口リストを公表

○ 総務省災害対策用移動通信機器の貸与状況

福島県に対しプッシュ型で衛星携帯電話3台、簡易無線8台を持ち込み。

→貸出し希望なし。

山形県に対しプッシュ型で衛星携帯電話3台、簡易無線7台、MCA無線3台を持ち込み。

→貸出し要望なし。

追加での貸出しに備え本省備蓄分の災対機器を東北地方へ移送。

（衛星携帯電話10台、簡易無線100台、MCA無線30台）

○ 電波利用料

2月15日（月）、災害救助法の適用を受けた地域を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。

Ⅲ 事業者等の対応状況

1. 通信関係

(1) 災害用伝言サービス

NTT 東日本、NTT 西日本、NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンクが災害用伝言サービス及び災害用音声お届けサービスを展開中。

2. 放送関係

(1) NHKにおける放送受信料の免除

災害救助法が適用された区域内において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物に受信機を設置して締結されている放送受信契約について、2月から3月までの2か月の放送受信料を免除。

(2) (株)WOWOW

災害救助法が適用された地域在住のサービス加入者に対し、専用フリーダイヤルを設置し、加入者からの申し出がありかつ「視聴不能」が確認された場合に、2月分の視聴料を免除等。

(3) スカパーJ S A T (株)

災害救助法が適用された地域在住のサービス加入者に対し、専用フリーダイヤルを設置し、加入者からの申し出がありかつ「視聴不能」が確認された場合に、2月分の視聴料等を免除。

3. 郵政関係

(1) 非常取扱い等の実施

- ・ 災害救助法が適用された地域（福島県（福島市、郡山市、白河市、須賀川市、相馬市、相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、岩瀬郡鏡石町、大沼郡会津美里町、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、双葉郡富岡町、双葉郡浪江町、相馬郡新地町）を対象に、通帳・証書等や印章をなくした被災者の貯金等の非常取扱い、保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱いを実施（令和3年2月15日（月）から令和3年3月15日（月）まで）

4. 避難所等支援

○携帯電話等貸出状況

- ・ NTT ドコモ
Wi-Fi アクセスポイント 1台、充電用設備 1台

大臣官房総務課防災・調整係
電 話 03-5253-5090
F A X 03-5253-5093